

大津市路上喫煙等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市路上喫煙等の防止に関する条例（平成21年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙等禁止区域の告示)

第2条 条例第5条第2項の規則で定める事項は、同条第1項の規定により指定した路上喫煙等禁止区域の名称、位置及び指定年月日とする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。